

(写)

長門市告示第 10 号

令和 5 年 3 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 7 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 5 年 2 月 17 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 10 号）

第 2 号 令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

第 3 号 令和 4 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 4 号 令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 5 号 令和 4 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 6 号 令和 4 年度長門市水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 7 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 8 号 令和 5 年度長門市一般会計予算

第 9 号 令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算

第 10 号 令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算

第 11 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計予算

第 12 号 令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 13 号 令和 5 年度長門市水道事業会計予算

第 14 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計予算

第 15 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 1 号）

第 16 号 長門市情報公開条例の一部を改正する条例

第 17 号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 18 号 長門市報酬及び費用弁償条例及び長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第 19 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第 20 号 長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例

- 第 21 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 25 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 26 号 長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 第 27 号 長門市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 第 28 号 長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について
- 第 29 号 伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 30 号 市道路線の変更について
- 第 31 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 32 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 第 33 号 専決処分の承認について（令和 4 年度長門市一般会計補正予算（専決第 1 号））
- 第 34 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 35 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 36 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 37 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 38 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 39 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 40 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 41 号 長門市教育委員会委員の任命について

令和 5 年 3 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議 案

- 第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 2 号 令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 号 令和 4 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 号 令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 号 令和 4 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 号 令和 4 年度長門市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 号 令和 5 年度長門市一般会計予算
- 第 9 号 令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算
- 第 11 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計予算
- 第 12 号 令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 13 号 令和 5 年度長門市水道事業会計予算
- 第 14 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計予算
- 第 15 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 号 長門市情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市報酬及び費用弁償条例及び長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 20 号 長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 25 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 26 号 長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 第 27 号 長門市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 第 28 号 長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について
- 第 29 号 伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 30 号 市道路線の変更について
- 第 31 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 32 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 第 33 号 専決処分の承認について（令和 4 年度長門市一般会計補正予算（専決
第 1 号））
- 第 34 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 35 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 36 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 37 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 38 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 39 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 40 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 41 号 長門市教育委員会委員の任命について

議案第 16 号

長門市情報公開条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市情報公開条例の一部を改正する条例

長門市情報公開条例（平成 17 年長門市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （公開をしないことができる公文書） 第 10 条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の公開をしないことができる。 (1) （略） (2) <u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>であって、当該情報に含まれる<u>氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)</u>により<u>特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>又は<u>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u> ア～オ （略） (3)～(8) （略）	本則 （公開をしないことができる公文書） 第 10 条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の公開をしないことができる。 (1) （略） (2) <u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u> ア～オ （略） (3)～(8) （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長門市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正後		現行			
別表第 1(第 4 条関係)		別表第 1(第 4 条関係)			
機関	事務	機関	事務		
(略)		(略)			
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に準じて行う保護に関する事務であって規則で定めるもの	(新設)			
別表第 2(第 4 条関係)		別表第 2(第 4 条関係)			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)		(略)		(略)	
7 市長	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に	地方税関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	よる罹災証明書の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの		よる罹災証明書の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報	(新設)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

長門市報酬及び費用弁償条例及び長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市報酬及び費用弁償条例及び長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第 1 条 長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき非常勤の職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給について定めるものとする。	本則 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき非常勤の職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給について定めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年長門市条例 190 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> についての適用除外) 第 5 条 第 2 条第 3 項の手当のうち、扶養手当、住居手当及び退職手当については、 <u>法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項</u>	本則 (<u>再任用職員</u> についての適用除外) 第 5 条 第 2 条第 3 項の手当のうち、扶養手当、住居手当及び退職手当については、 <u>法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6</u>

の規定により採用された職員には、支給しない。	<u>第 1 項若しくは第 2 項</u> の規定により採用された職員には、支給しない。
------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正後					現行				
別表(第 2 条関係) （その 1)から（その 3）まで （表は省略） （その 4）					別表(第 2 条関係) （その 1）から（その 3）まで （表は省略） （その 4）				
種類	名称	区分	単位	金額	種類	名称	区分	単位	金額
低炭素建築物新築等計画の認定申請に関する事務	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) 1 戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下「誘導仕様基準」という。）による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が 200 m ² 未満のもの 1 件につき	20,000 円	低炭素建築物新築等計画の認定申請に関する事務	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(新設)		
			床面積の合計が 200 m ² 以上のもの 1 件につき	24,000 円					
		(2)1 戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）	(略)				(1) 1 戸建ての住宅	(略)	

(3) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が 1 戸のもの	24,000 円
	1 件につき	
	申請に係る戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	56,000 円
	1 件につき	
	申請に係る戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	66,000 円
	1 件につき	
	申請に係る戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	89,000 円
	1 件につき	
	申請に係る戸数が 26 戸以上のもの	126,000 円
	1 件につき	
(4) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）	(略)	
(5) 非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下「非住宅建築物等」という。）のうち工場等の用に供する部分	(略)	
(6) 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分	(略)	
備考		

(新設)	
(2) 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分	(略)
(3) 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	(略)
(4) 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分	(略)
備考	

1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ(3)又は(4)に定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ(5)に定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ(5)に定める額と当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ(6)に定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について

申請する場合の手数料の金額は、1 の例により算定した額と 2 の例により算定した額を合算した額とする。

4 (1)に係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 54 条第 1 項各号（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた額とする。

ア 200 ㎡未満のもの 15,000 円

1 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じ(2)に定める額と当該共同住宅等

のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ(3)に定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ(3)に定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ(4)に定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、1 の例により算定した額と 2 の例により算定した額を合算した額とする。

4 (1)に係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 54 条第 1 項各号（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた額とする。

ア 200 ㎡未満のもの 34,000 円

イ 200 ㎡以上のもの <u>19,000 円</u> 5 (2)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 200 ㎡未満のもの <u>34,000 円</u> イ 200 ㎡以上のもの <u>42,000 円</u> 6 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 1 戸のもの <u>19,000 円</u> イ 2 戸以上 5 戸以下のもの <u>46,000 円</u> ウ 6 戸以上 10 戸以下のもの <u>50,000 円</u> エ 11 戸以上 25 戸以下のもの <u>62,000 円</u> オ 26 戸以上のもの <u>81,000 円</u> 7 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア～オ (略) 8 (5)に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「法」という。）第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の	イ 200 ㎡以上のもの <u>42,000 円</u> (新設) (新設) 5 (2)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア～オ (略) 6 (3)に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「法」という。）第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の
---	---

	金額から減じた金額とする。 ア・イ（略）				金額から減じた金額とする。 ア・イ（略）		
	9（6）に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア・イ（略）				7（4）に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア・イ（略）		
	10 1 の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、6又は7の例により算定した額と8の例により算定した額を合算した額とする。				8 1 の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。		
	11 2 の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。				9 2 の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。		
	12 3 の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、10の例により算定した額と11の例により算定した額を合算した額とする。				10 3 の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。		
	13（略）				11（略）		
低炭素建築物新築	(1) 1 戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	10,000 円	低炭素建築物新築	(新設)		
		1 件につき					
		床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	12,000 円				
		1 件につき					

等
計
画
変
更
認
定
申
請
手
数
料

(2) 1 戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）	(略)	
(3) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	変更に係る戸数が 1 戸以下のもの 1 件につき	12,000 円
	変更に係る戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの 1 件につき	28,000 円
	変更に係る戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの 1 件につき	33,000 円
	変更に係る戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの 1 件につき	45,000 円
	変更に係る戸数が 26 戸以上のもの 1 件につき	64,000 円
(4) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）	(略)	
(5) 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分	(略)	
(6) 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分	(略)	
備考		

等
計
画
変
更
認
定
申
請
手
数
料

(1) 1 戸建ての住宅	(略)	
(新設)		
(2) 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分	(略)	
(3) 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	(略)	
(4) 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分	(略)	
備考		

1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ(3)又は(4)に定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ(5)に定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ(5)に定める額と当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ(6)に定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について

申請する場合の手数料の金額は、1 の例により算定した額を合算した額と 2 の例により算定した額を合算した額とする。

4 (1)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア	200 m ² 未満のもの	7,000 円
イ	200 m ² 以上のもの	9,000 円

5 (2)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア・イ (略)

6 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞ

1 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じ(2)に定める額と当該共同住宅等

のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ(3)に定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ(3)に定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ(4)に定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、1 の例により算定した額と 2 の例により算定した額を合算した額とする。

(新設)

4 (1)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア・イ (略)

(新設)

れ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 1戸のもの 9,000円

イ 2戸以上5戸以下のもの

23,000円

ウ 6戸以上10戸以下のもの

25,000円

エ 11戸以上25戸以下のもの

31,000円

オ 26戸以上のもの 41,000円

7 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア～オ (略)

8 (5)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア・イ (略)

9 (6)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア・イ (略)

10 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、6又は7の例により算定した額と8の例により算定した額を合算した額とする。

11 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。

5 (2)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア～オ (略)

6 (3)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア・イ (略)

7 (4)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア・イ (略)

8 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。

9 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。

		<u>12</u> 3 の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、 <u>10</u> の例により算定した額と <u>11</u> の例により算定した額を合算した額とする。 <u>13</u> (略)	
建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務	建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務	(1)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。))による判定に係るものに限る。)	(略)
		(略)	
建築物エネルギー消費性能向上計	建築物エネルギー消費性能向上計	(1)・(2) (略)	
		(3) 1 戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が 200 m ² 未満のもの 1 件につき 20,000 円
			床面積の合計が 200 m ² 以上のもの 1 件につき 21,000 円
		(4) 1 戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）	(略)

		<u>10</u> 3 の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、 <u>8</u> の例により算定した額と <u>9</u> の例により算定した額を合算した額とする。 <u>11</u> (略)	
建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務	建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務	(1)非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分(以下この項及び次項において「非住宅建築物等」という。)のうち工場等の用に供する部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。次項において「省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。))による判定に係るものに限る。)	(略)
		(略)	
建築物エネルギー消費性能向上計	建築物エネルギー消費性能向上計	(1)・(2) (略)	
		(新設)	
		(3)1 戸建ての住宅	(略)

しないもの (誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)		いもの	
備考 1 (略) 2 複合建築物の建築物全体について		備考 1 (略) 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ(1)又は(2)に定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じ(4)又は(5)に定める額を合算した額とする。	
申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ(1)又は(2)に定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ(5)から(8)までのいずれかに定める額を合算した額とする。		3・4 (略) (新設)	
5 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 200㎡未満のもの 15,000円 イ 200㎡以上のもの 16,000円		5 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア・イ (略) (新設)	
6 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア・イ (略)			
7 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 4戸以下のもの 152,000円 イ 5戸以上15戸以下のもの 161,000円			

<u>ウ 16 戸以上のもの 188,000 円</u>	
8 (6) に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア〜ウ (略)	
9 (7) に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 4 戸以下のもの 43,000 円 イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 53,000 円 ウ 16 戸以上のもの 80,000 円	
10 (8) に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア〜ウ (略)	
11 2 の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3 又は 4 の例により算定した額と 7 から 10 までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。	
12 (略)	
建築物エネルギー消費	(1)・(2) (略)
	(3) 1 戸建ての住宅 (誘導仕様基準による認定に係るものに限り。)
	床面積の合計が 200 m ² 未満のもの 1 件につき
	10,000 円
	床面積の合計が 200 m ² 以上のもの 1 件につき
	11,000 円

6 (4) に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア〜ウ (略) (新設)	
7 (5) に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア〜ウ (略)	
8 2 の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3 又は 4 の例により算定した額と 6 又は 7 の例により算定した額を合算した額とする。	
9 (略)	
建築物エネルギー消費	(1)・(2) (略) (新設)

費性能向上計画変更認定申請手数料

(4) 1戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）	(略)	
(5) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	81,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき	91,000円
	申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき	118,000円
(6) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）	(略)	
(7) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	27,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき	36,000円
	申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき	63,000円

費性能向上計画変更認定申請手数料

(3) 1戸建ての住宅	(略)
(新設)	
(4) 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であつて、共用部分の設計1次エネルギー消費量を算出するもの	(略)
(新設)	

<u>(8) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計 1 次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u>	(略)
備考 1・2 (略) 3 複合建築物の建築物全体について 申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る <u>非住宅部分の床面積の合計に応じ(1)又は(2)に定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ(5)から(8)までのいずれかに定める額を合算した額とする。</u> 4・5 (略) 6 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した <u>誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u> ア 200 ㎡未満のもの 7,000 円 イ 200 ㎡以上のもの 8,000 円 7 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した <u>誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u> ア・イ (略)	
<u>(5)共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計 1 次エネルギー消費量を算出しないもの</u>	(略)
備考 1・2 (略) 3 複合建築物の建築物全体について、 <u>複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ(1)又は(2)に定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じ(4)又は(5)に定める額を合算した額とする。</u> 4・5 (略) (新設) 6 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した <u>誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u> ア・イ (略)	

8 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4戸以下のもの 76,000 円

イ 5戸以上 15戸以下のもの
81,000 円

ウ 16戸以上のもの 95,000 円

9 (6)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア～ウ (略)

10 (7)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4戸以下のもの 22,000 円

イ 5戸以上 15戸以下のもの
26,000 円

ウ 16戸以上のもの 40,000 円

11 (8)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア～ウ (略)

12 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、4又は5の例により算定した額と8から11までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

13 (略)

(新設)

7 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア～ウ (略)

(新設)

8 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア～ウ (略)

9 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、4又は5の例により算定した額と7又は8の例により算定した額を合算した額とする。

10 (略)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	(1)・(2) (略)	
	(3)1 戸建ての住宅 (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)	(略)
	(4)1 戸建ての住宅 (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)	(略)
	(5)共同住宅等であって、共用部分の設計 1 次エネルギー消費量を算出するもの (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)	(略)
	(6)共同住宅等であって、共用部分の設計 1 次エネルギー消費量を算出するもの (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)	(略)
	(7)共同住宅等であって、共用部分の設計 1 次エネルギー消費量を算出しないもの (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)	(略)
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	(1)・(2) (略)	
	(3)1 戸建ての住宅 (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)	(略)
	(4)1 戸建ての住宅 (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)	(略)
	(5)共同住宅等であって、共用部分の設計 1 次エネルギー消費量を算出するもの (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)	(略)
	(6)共同住宅等であって、共用部分の設計 1 次エネルギー消費量を算出するもの (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)	(略)
	(7)共同住宅等であって、共用部分の設計 1 次エネルギー消費量を算出しないもの (<u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)</u>)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)	(略)

(8) 共同住宅等であって、共用部分の設計 1 次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）	(略)	(8)共同住宅等であって、共用部分の設計 1 次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）	(略)
備考 1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る <u>非住宅部分</u> の床面積の合計に応じ(1)又は(2)に定める額と当該複合建築物に係る <u>住宅部分</u> の戸数に応じ(5)から(8)までのいずれかに定める額を合算した額とする。 (略)		備考 1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物の <u>うち非住宅部分</u> の床面積の合計に応じ(1)又は(2)に定める額と当該複合建築物の <u>うち住戸の部分</u> の戸数に応じ(5)から(8)までのいずれかに定める額を合算した額とする。 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例

長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

改正後					現行				
別表第 1（第 2 条関係）					別表第 1（第 2 条関係）				
(略)					(略)				
種別	名称	区分	使用料 (円)	摘要	種別	名称	区分	使用料 (円)	摘要
環境衛生 関連施設 使用料	(略)				(略)				
	(削る)				産業廃棄物最終処分場	軽自動車以下 の車	1 台 につ き	1,050	
						軽自動車を超 える自動車	搬入 量 1 t ごと	2,625	当該自 動車の 最大積 載量を 1 回の 搬入量 とす る。
(略)					(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長門市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 1 章 総則 <u>（安全計画の策定等）</u> <u>第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>	本則 第 1 章 総則 （新設）

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第 13 条 削除

(衛生管理等)

(新設)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第 14 条（略） 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する</u>よう努めなければならない。 3～5（略） 第 2 章 家庭的保育事業 （保育の内容） 第 25 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	第 14 条（略） 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。 3～5（略） 第 2 章 家庭的保育事業 （保育の内容） 第 25 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第 7 条の 3 第 2 項の規定の運用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 22 号

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長門市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 <u>(安全計画の策定等)</u> <u>第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うも</u>	本則 (新設)

<u>のとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u>	(新設)
<u>第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u>	
<u>(業務継続計画の策定等)</u>	(新設)
<u>第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	
<u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u>	
<u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u>	
<u>(衛生管理等)</u>	(衛生管理等)
第 13 条 (略)	第 13 条 (略)
<u>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u>	<u>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
3 (略)	3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 23 号

長門市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

長門市子ども・子育て会議条例（平成 25 年長門市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （設置） 第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）<u>第 72 条第 1 項</u>の規定に基づき、長門市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 （任務） 第 2 条 子ども・子育て会議は、<u>法第 72 条第 1 項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議する。 2 （略）	本則 （設置） 第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）<u>第 77 条第 1 項</u>の規定に基づき、長門市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 （任務） 第 2 条 子ども・子育て会議は、<u>法第 77 条第 1 項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議する。 2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年長門市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 2 章 特定教育・保育施設の 運営に関する基準 第 1 節 利用定員に関する基 準 第 4 条（略） 2 特定教育・保育施設は、次の各号 に掲げる特定教育・保育施設の区分 に応じ、当該各号に定める小学校就 学前子どもの区分ごとの利用定員を 定めるものとする。ただし、 <u>法第 19</u> <u>条第 3 号</u> に掲げる小学校就学前子ど もの区分にあつては、満 1 歳に満た ない小学校就学前子ども及び満 1 歳 以上の小学校就学前子どもに区分し て定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第 19 条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区 分 (2) 幼稚園 <u>法第 19 条第 1 号</u> に掲 げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第 19 条第 2 号</u> に掲 げる小学校就学前子どもの区分及 び <u>同条第 3 号</u> に掲げる小学校就学 前子どもの区分 第 2 節 運営に関する基準 (正当な理由のない提供拒否の禁止	本則 第 2 章 特定教育・保育施設の 運営に関する基準 第 1 節 利用定員に関する基 準 第 4 条（略） 2 特定教育・保育施設は、次の各号 に掲げる特定教育・保育施設の区分 に応じ、当該各号に定める小学校就 学前子どもの区分ごとの利用定員を 定めるものとする。ただし、 <u>法第 19</u> <u>条第 1 項第 3 号</u> に掲げる小学校就学 前子どもの区分にあつては、満 1 歳 に満たない小学校就学前子ども及び 満 1 歳以上の小学校就学前子どもに 区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第 19 条第 1</u> <u>項各号</u> に掲げる小学校就学前子ど もの区分 (2) 幼稚園 <u>法第 19 条第 1 項第 1</u> <u>号</u> に掲げる小学校就学前子どもの 区分 (3) 保育所 <u>法第 19 条第 1 項第 2</u> <u>号</u> に掲げる小学校就学前子どもの 区分及び <u>同項第 3 号</u> に掲げる小学 校就学前子どもの区分 第 2 節 運営に関する基準 (正当な理由のない提供拒否の禁止

等)

第 6 条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 7 条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育

等)

第 6 条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 7 条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教

施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項（同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証

（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第 13 条 （略）

2・3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当

育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項（同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証

（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第 13 条 （略）

2・3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども

する教育・保育給付認定子ども 77,101 円

(イ) 法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ

に該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ

て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第 26 条 削除

て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 26 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第3節 特例施設型給付費に
関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とある

第3節 特例施設型給付費に
関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とある

のは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる

のは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条（略）

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等

「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条（略）

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等を

う。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から

いう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条か

第 25 条まで及び第 27 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 14 条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当

ら第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 14 条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあって

該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで、第 23 条から第 25 条まで及び第 27 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよ

は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、

う、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子

る教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定、第50条の改正規定及び第51条第3項の改正規定（同項中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 4 章 保険給付 （出産育児一時金） 第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48 万 8 千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 （略） 第 6 章 保険料 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第 18 条の 6 の 12 第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。)は、<u>22 万円</u>を超えることができない。 （低所得者の保険料の減額） 第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 6	本則 第 4 章 保険給付 （出産育児一時金） 第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 8 千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 （略） 第 6 章 保険料 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第 18 条の 6 の 12 第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。)は、<u>20 万円</u>を超えることができない。 （低所得者の保険料の減額） 第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 6

5万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に53万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務

5万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者で

者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2 (略) 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「<u>22 万円</u>」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。 4 (略)	あって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2 (略) 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「<u>20 万円</u>」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。 4 (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長門市国民健康保険条例第 8 条の規定は、被保険者が令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後出産した場合について適用し、施行日前に出産した場合については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の長門市国民健康保険条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 26 号

長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例

長門市企業立地促進条例（平成 27 年長門市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （奨励措置対象者の指定） 第 4 条 市長は、事業所の設置を行う事業者が市税等を完納している者であり、かつ、当該事業所が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該事業者を前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。 (1) (略) (2) <u>事業所の設置により、当該事業所で勤務するため新たに雇用された者(事業者による雇用に限らない。)</u>のうち市内に住所を有する者が 5 人（中小企業者にあつては 3 人）以上であること。 (削る) 2 (略) （奨励金の交付） 第 6 条 市長は、前条に基づき奨励措置の対象者として指定した事業者（以下「指定事業者」という。）に対し設置した事業所の事業開始日以後最初に当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度から <u>6 年度間</u>奨励金を交付することができる。ただし、当該固定資産税について次の各号に規定する固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける場合は、これに係る固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける最終年度の翌年度から 3 年度間奨励金を交付するこ	本則 （奨励措置対象者の指定） 第 4 条 市長は、事業所の設置を行う事業者が _____ 次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該事業者を前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。 (1) (略) (2) <u>新たに増員する雇用者のうち市内に住所を有する者が 5 人（中小企業者にあつては 3 人）以上であること。</u> <u>(3) 市税等を完納していること。</u> 2 (略) （奨励金の交付） 第 6 条 市長は、前条に基づき奨励措置の対象者として指定した事業者（以下「指定事業者」という。）に対し設置した事業所の事業開始日以後最初に当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度から <u>3 年度間</u>奨励金を交付することができる。ただし、当該固定資産税について次の各号に規定する固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける場合は、これに係る固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける最終年度の翌年度から 3 年度間奨励金を交付するこ

とができる。 (1)～(4) (略) 2 奨励金の額は、投下固定資産総額の対象となった固定資産のうち規則で定めるものに係る固定資産税の額に相当する額とする。ただし、<u>前項の規定による奨励金の交付を行う期間</u>の奨励金の合計額が1億円を超えるときは1億円を限度とする。	とができる。 (1)～(4) (略) 2 奨励金の額は、投下固定資産総額の対象となった固定資産のうち規則で定めるものに係る固定資産税の額に相当する額とする。ただし、<u>3年度間</u>の奨励金の合計額が1億円を超えるときは1億円を限度とする。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 27 号

長門市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

長門市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年長門市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （入居者の資格） 第 6 条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 （1）・（2）（略） （3） 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。_____)又は児童(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。)があること。 （4）・（5）（略）	本則 （入居者の資格） 第 6 条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 （1）・（2）（略） （3） 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)_____ _____ _____ _____があること。 （4）・（5）（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	（所在地）長門市俵山 11356 番地 （名 称）長門市俵山多目的交流広場
指 定 管 理 者	（所在地）長門市俵山 4497 番地 （名 称）特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山 （代表者）理事長 坂倉 弘真
指 定 の 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 29 号

伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	（所在地）長門市油谷伊上 2403 番地 8 （名 称）伊上海浜公園オートキャンプ場
指 定 管 理 者	（所在地）長門市油谷向津具上 11044 番地 2 （名 称）株式会社ゆやマリンワークス （代表者）代表取締役 河野 仁
指 定 の 期 間	法人となった日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 30 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を変更することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

路線名	変更後路線		変更前路線		摘要
	起点	終点	起点	終点	
小河内公園線	深川湯本字今市	深川湯本字今市	深川湯本字今市	深川湯本字鍛冶	変更

議案第 31 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限り、周陽環境整備組合を脱退させ、並びに令和 5 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合同約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、同条第 11 号に規定する事務を共同処理する団体に萩市を加えること並びにこれに伴い同組合同約を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により市議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

山口県市町総合事務組合同約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合同約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、周陽環境整備組合」を削る。

別表第 2 の 2 及び 6 の項中「、周陽環境整備組合」を削り、同表の 8 の項中「下松市」を「宇部市、萩市、下松市」に改め、「、周陽環境整備組合」を削り、「光地区消防組合」の次に「、宇部・山陽小野田消防組合」を加え、同表の 11 の項中「山口市」の次に「、萩市」を加え、「、周陽環境整備組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から周陽環境整備組合が離脱することに伴い、次のとおり財産処分することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

周陽環境整備組合に帰属させる財産は、次のとおりとする。

当該組合が、山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 2 号の事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則（平成 18 年規則第 28 号）第 6 条に規定する額を加算した額との差額

議案第 33 号

専決処分の承認について（令和 4 年度長門市一般会計補正予算（専決第 1 号））

令和 4 年度長門市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 1 月 25 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 34 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 伊藤正典
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 35 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 河内浩己
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 36 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 行實信一
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 37 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 宮垣清久
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 38 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 永尾敏明
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 39 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 吉村典和
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 40 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 三輪和明
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 41 号

長門市教育委員会委員の任命について

長門市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 古屋正次
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）